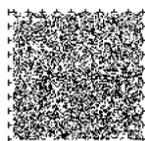
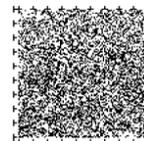


資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 3月16日(木)	第1回 幸手市障がい者基本計画等検討会議 ・計画について ・現行計画の進捗状況について ・次期計画に向けたスケジュールについて
6月22日(木)	第2回 幸手市障がい者基本計画等検討会議 ・計画のアンケートについて ・計画の指針について
6月22日(木) ～ 7月7日(金)	アンケート調査の実施 ・郵送による配付・回収 ・対象 身体障害者手帳*所持者 (1,224人) 療育手帳*所持者 (386人) 精神障害者保健福祉手帳*所持者 (390人) ・回収状況 配布数 2,000件 回収数 998件(回収率 49.9%)
10月5日(木)	第3回 幸手市障がい者基本計画等検討会議 ・アンケート調査結果について ・計画の素案について
10月23日(月) ～ 11月2日(木)	事業者アンケートの実施 ・市内の事業者を対象に実施 ・回収数 7事業所
12月25日(月) ～ 令和6年 1月24日(水)	パブリックコメントの実施 ・市役所、ウェルズ幸手、各公民館、市ホームページにて素案を公開 ・意見数 1人(5件)





2 幸手市障がい者基本計画等検討会議設置要綱

平成29年7月14日

告示第116号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に関し、広く市民等からの意見を聴取するため、幸手市障がい者基本計画等検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る意見及び提言に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な障がい者等の福祉ニーズの調査及び研究並びに福祉サービスの提供体制の検討に関すること。
- (3) 計画に基づく施策等の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療又は保健関係者
- (2) 障害者団体の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から各期計画開始の前年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

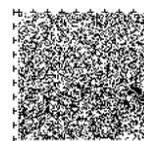
(報償金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)



第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

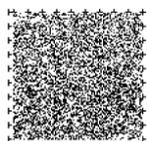
附 則(令和3年12月23日告示第239号)

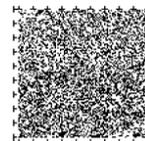
この告示は、公布の日から施行する。

3 幸手市障がい者基本計画等検討会議委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	瀬川 裕史	幸手市医師会	会長
2	牧野 栄子	埼玉県幸手保健所	
3	大竹 有美子	社会福祉法人幸手市社会福祉協議会	
4	大澤 まさ江	社会福祉法人平野の里	
5	渡部 聡子	社会福祉法人和幸会 幸手学園	
6	橋元 篤史	(医)慈光会 さくら荘	
7	黒川 翔太	放課後等デイサービス事業所 あそび場・まなび場	
8	及川 健三	幸手市身体障害者相談員	
9	吉田 春枝	幸手市身体障害者相談員	
10	喜多村 紀美子	幸手市知的障害者相談員・サークル青空	
11	高梨 恵理	埼玉県立宮代特別支援学校	
12	森本 明憲	埼玉県立久喜特別支援学校幸手支部	
13	瀬谷 真吾	埼玉北地区基幹相談支援センター* トロンコ	副会長

委嘱期間 令和5年3月16日から令和6年3月31日まで





4 用語説明

ア行

インクルーシブ教育

共生社会の実現を目指して、障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見ずえてその時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な教育の仕組みのことで。

ADHD（注意欠如多動性障がい）

Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。家庭と学校など2以上で、不注意、多動性、衝動性の3つの特徴が年齢不相応に著しく認められることです。7歳未満に発生し、6か月以上の長期間にわたることなどを条件に診断されます。

LD（学習障がい）

Learning Disabilities の略。全般的な知的発達に遅れはないものの、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算・推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に困難が生じる障がいです。

音声コード

文字情報を内包した二次元コードの一種です。大量の情報を紙に記録・掲載できるシステムで、専用のソフトで音声再生ができます。バーコードが縦の一方方向に情報をもつのにに対し、二次元コードは縦と横の二方向に情報をもっているため情報密度が高く、日本語の記録も可能となっています。

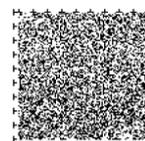
カ行

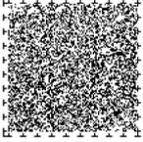
基幹相談支援センター

地域の相談支援体制の強化を目的として平成 24 年4月から制度化され、障がいのある方に関わる総合的・専門的な相談支援、成年後見制度*利用支援事業等を実施します。市区町村またはその委託を受けた者が設置することができ、本市では、埼玉北地区基幹相談支援センターを蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の3市2町共同で委託設置しています。地域の障がいのある方や支援者の方にとっての中核的な相談窓口であり、地域の相談機関との連携強化のための業務、埼玉北地区地域自立支援協議会*事務局業務、虐待や権利擁護*に関する相談支援業務も実施しています。

グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が数人集まり、同居もしくは近くに居住する世話人の手助けを借りつつ住宅で自立して共同生活する住居のことです。平成 26 年 4 月に共同生活介護（ケアホーム）が統合されました。





ケアマネジメント

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムのことです。

権利擁護

障がい者などの社会的弱者が、さまざまな局面で不利益を被ることのないように、本人の権利を保護したり、代弁したりすることです。

高機能自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである「自閉症」のうち、知的発達の遅れを伴わないものです。

高次脳機能障がい

病気や交通事故などさまざまな原因で、脳が部分的に損傷を受けたために生ずる知覚や記憶など認知機能に障がいがおきた状態をいいます。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになるものです。精神障がいの一種です。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。

サ行

サービス等利用計画

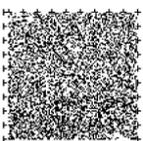
指定相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）が、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者等の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）です。

障害支援区分

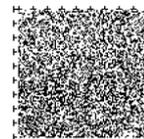
障害者総合支援法*に基づき、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。

障害者総合支援法

正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障がい者の地域生活と就労をさらに進め、自立を支援することを目的に、障害者自立支



援法の一部改正として平成 24 年に成立し、平成 25 年 4 月から施行されました。



自立支援医療

障害者総合支援法*による医療給付であり、原則 90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担するものです。内容は次の 3 種類となります。

- ①身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される「育成医療」。
- ②身体障がい者が機能障がいを軽減または改善するための医療に給付される「更生医療」。
- ③精神障がい者が精神疾病の治療のために入院によらない場合の費用を負担する「精神通院医療」。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事（政令市長、中核市長）が交付するものです。各種の援護施策の基本となっており、税の控除・減免や鉄道運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付するものです。現行制度においては、所得税等の控除・減免や県有施設等の利用料減免等の優遇施策が講じられています。平成 7 年 7 月の精神保健福祉法の改正により創設された制度です。

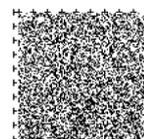
成年後見制度

知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度のことです。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消したりできるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度です。

夕行

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する組織です。本市では、埼葛北地区地域自立支援協議会を蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の 3 市 2 町共同で設置しています。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられます。



地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで、整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型があります。本市では、蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の3市2町共同で地域生活支援拠点を設置し、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型で整備していきます。

ナ行

難病

平成26年5月に成立、平成27年1月施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）においては、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。例として、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィーが挙げられます。

障害者総合支援法*においては、対象となる難病が順次拡大され、令和3年11月からは366疾病が対象となっています。

ハ行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD*）、注意欠如多動性障がい（ADHD*）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

ペアレントトレーニング

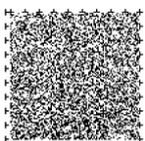
保護者が、専門家の助言を得ながら、子どもの行動を客観的に観察し、発達障がいの特性を理解するとともに、その特性を踏まえた褒め方や叱り方等の実践を通じて、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす方法です。

ペアレントプログラム

保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階において最初のステップとして取り組めるよう開発された全6回のグループプログラムです。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のことです。同じような障がいがある子どもの保護者に対して、悩みを共感し、子どもへの関わり方や地域で利用できる支援等について助言することができます。



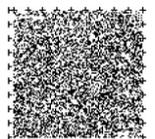
ピアサポート

同じような立場にある人同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換等を行い、支え合うことです。

ラ行

療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づく障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事（政令市長）が交付するものです。



幸手市
第3次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：幸手市

編集：幸手市 健康福祉部 社会福祉課

〒340-0152 幸手市大字天神島 1030-1

Tel 0480(42)8435 Fax 0480(43)5600

